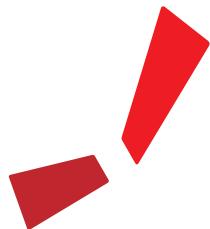


むすぶ。ひらく。



中部電力

第96期 定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

場所

名古屋市東区東桜二丁目6番30号
ひがしざくら
東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9502/>



証券コード 9502

必ずお読みください

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、株主総会の開催にあたり、できる限りの対策を行いますが、感染リスクをゼロにすることは難しい状況にあります。

本来であればご出席くださるようご案内申しあげるところですが、**株主さまのご健康を守る**とともに、**新型コロナウイルス拡散を防止**するため、**極力事前の議決権行使をお願いいたします**(議決権行使書を投函する方法や、QRコード行使を含むインターネットを通じた議決権行使の詳細は3, 4頁をご覧ください)。

議決権行使にあたっては、報告事項説明ビデオや対処すべき課題に関する社長メッセージ等を、当社ホームページ(https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)に掲載しておりますので、ご覧ください。

例年お配りしておりました粗品は取り止めとさせていただきます。

目次

第96期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33
株主総会参考書類(議案および参考事項)	39

中部電力株式会社

株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社代表取締役
会 長 勝 野 哲

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(39頁から58頁まで)をご検討くださいませ、**2020年6月24日(水曜日)午後5時40分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

また、当社ホームページ (https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/) に報告事項説明ビデオなどを掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

敬 具

議決権行使について

当日ご出席
される方へ



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面の郵送により
議決権を
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

インターネット等
により議決権を
行使される方へ



「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3・4頁)をご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

1 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 <small>ひがしざくら</small> 東桜会館
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 く 会社提案（第1号議案から第4号議案まで）</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役3名選任の件</p> <p>く 株主（79名）からのご提案（第5号議案から第9号議案まで）</p> <p>第5号議案 定款一部変更の件（1）</p> <p>第6号議案 定款一部変更の件（2）</p> <p>第7号議案 定款一部変更の件（3）</p> <p>第8号議案 定款一部変更の件（4）</p> <p>第9号議案 定款一部変更の件（5）</p>
4 招集にあたっての決定事項等	<p>(1) 議決権の代理行使 代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p> <p>(2) 議決権の不統一行使の通知方法 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。</p> <p>(3) インターネット開示 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。</p> <p>① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」</p> <p>② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</p> <p>③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</p> <p>(4) 株主総会参考書類などを修正した場合の周知方法 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項について、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/）の「重要なお知らせ」に掲載いたします。</p>

以上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限：2020年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

オススメ

「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで、「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、ログインすることができます。

※QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

①議決権行使サイトにアクセスする

【議決権行使サイト】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

②議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力する

「ログイン」をクリック

③新しいパスワードを登録する

「送信」をクリック

6~12桁までの小文字の半角英数字のみ入力可能です。

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- ※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。
- ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

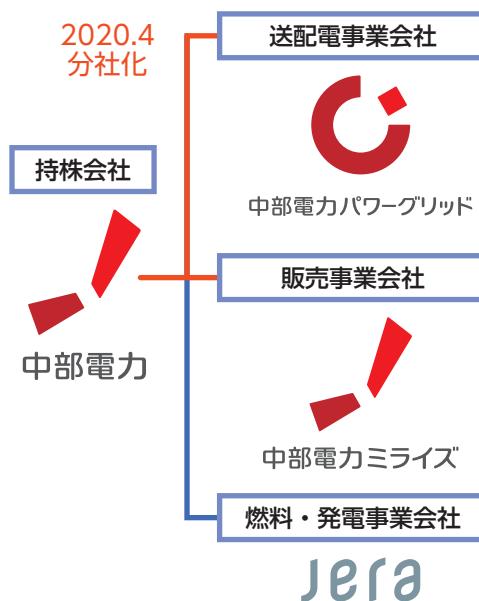
2019年度のわが国経済は、個人消費の持ち直しや雇用情勢の改善がみられたものの、生産や輸出などに減少がみられました。中部地域においても概ね同様の傾向にありました。

また、本年1月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外の経済を広範囲に下振れさせる要因となりました。

エネルギー事業を取り巻く環境は、低炭素社会へのお客さま・社会の強い要請と再生可能エネルギーの拡大、デジタル化の急速な進展など、大きく変化しております。また、本年4月の送配電事業の法的分離とともに、制度面では、安定供給の確保や非化石比率向上の観点から新たな電力取引市場等が創設・開始されるなど、電力システム改革が進められています。

このような事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、当社は、より強靱な企業グループへの成長を目指し、本年4月、送配電部門、販売部門について分社化をいたしました。これにより、送配電部門においては、一層の中立性・公平性を図るとともに、発電・販売部門においては、それぞれの市場、お客さまと向き合い、自律的な取り組みを進め、地球環境に配慮した、暮らし・ビジネスに欠かせない良質なエネルギーを、さらに安全・安価で安定的にお届けしてまいります。

また、「低炭素社会の実現」をはじめとする現代社会が直面している様々な課題の解決に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、これまで培った当社のリソースに加えデジタル技術を活用したコミュニティサポートインフラの創造に取り組み、新たな価値・サービスをエネルギーとセットでお届けしております。



2019年度の当社の販売電力量は、中部エリア外での販売拡大はありましたが、産業用の生産減や、競争の進展による他事業者への切り替えの影響などから、前年度に比べ0.9%減少し1,172億kWhとなりました。

なお、中部電力グループ全体の販売電力量は、0.9%減少し1,225億kWhとなりました。

供給面では、浜岡原子力発電所全号機が運転を停止しておりましたが、当社水力発電所の安定的な運用や、J E R A、他事業者からの受電などにより、供給力を確保し安定的な電力の供給に努めました。



浜岡原子力発電所

浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めるとともに、3・4号機について同委員会による適合性確認審査を受けております。4号機の設備対策の主な工事については概ね完了しておりますが、今後も、審査対応などにより必要となった追加の設備対策については、可能な限り早期に実施してまいります。

また、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

このような中、収支の状況につきましては、連結売上高（営業収益）は、販売電力量の減少はありましたが、燃料費調整額の増加に加え、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく賦課金や交付金の増加などから、前年度と比べ1.0%増加し3兆659億円となりました。

連結経常利益は、販売面での競争影響はありましたが、グループを挙げた経営効率化に努めたことや、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響が差損から差益へ転じたことなどから、69.8%増加し1,918億円となりました。

なお、期ずれ影響を除いた連結経常利益は、1,530億円程度と、前年度に比べ100億円程度の減益となりました。

また、2019年4月に火力発電事業をJ E R Aに統合したことに伴い、190億円を特別利益に計上しました。

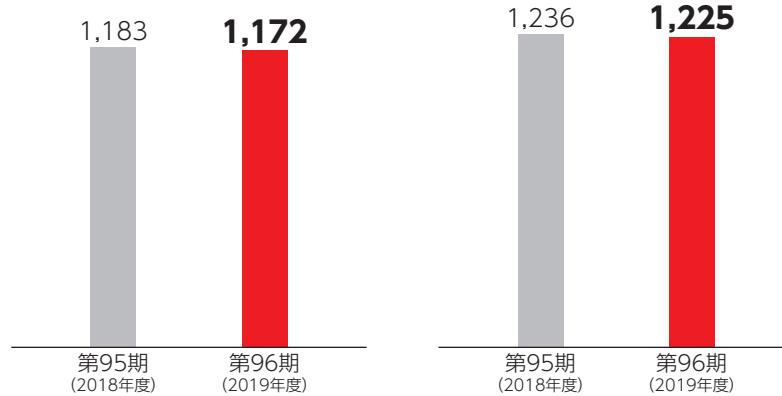
この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、105.8%増加し1,634億円となりました。

販売電力量

(単位：億kWh)

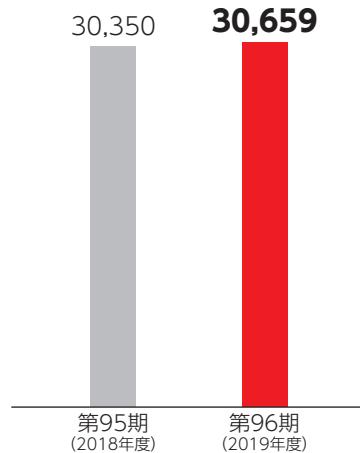
[当社]

[グループ全体]



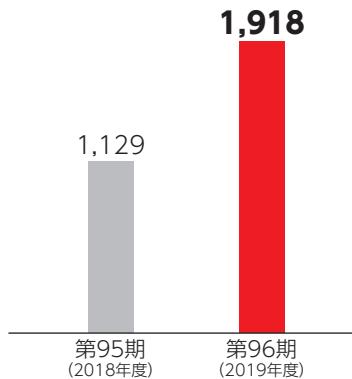
連結売上高 (営業収益)

(単位：億円)



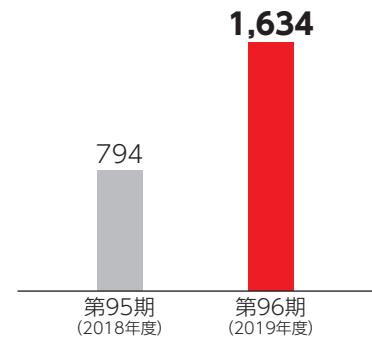
連結経常利益

(単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



各事業別の業績（内部取引消去前）につきましては、次のとおりであります。

販売カンパニー

【事業の内容】

ガス&パワーを中心とした総合エネルギーサービスの展開

【業績】

売上高につきましては、販売面での競争影響などから、前年度と比べ3.2%減少の2兆6,603億円となりました。

経常利益は、電源調達コストの低減に努めましたが、販売面での競争影響などから、30.0%減少の450億円となりました。

【当年度の取り組み】

引き続き当社をお選びいただけるように、ガス&パワーに加え、お客さま一人ひとりの暮らしやビジネスに寄り添いながら、新たな価値やサービスをお届けしております。

ご家庭向けには、暮らしを豊かにするサービスとして、WEB会員サービス「カテエネ」のほか、お子さまを離れた所から見守る「どこニャンGPS BoT」や、快適な室内環境を実現する「ここリモ」などをお届けしております。ビジネス向けには、設備の設置・管理・維持を含む包括サービス「『〇（まる）っと』ちゅうでん」などをお届けし、省エネ、生産性向上、事業継続計画（BCP）対策といったお客さまの経営課題の解決をサポートするサービスの提供に努めております。

また、自治体や他企業と共同で新会社を設立するなど、エネルギーの地産地消や低炭素社会の実現を目指すとともに、人口減少や、産業・農業の活性化といった、コミュニティが抱える様々な社会課題の解決に取り組んでおります。



644

第95期
(2018年度)

450

第96期
(2019年度)

経常利益



子ども見守りサービス
「どこニャン」



スマートフォンで家電を
操作できる「ここリモ」



電力ネットワークカンパニー

【事業の内容】

電力ネットワークサービスの提供

【業績】

2019年度の中部エリアの需要電力量は、米中貿易摩擦による世界経済の減速などに伴い、産業用において生産の減少がみられたことや、冬季の気温が前年に比べ高めに推移したことによる暖房設備の稼動減などから、前年度に比べ2.0%減少し1,269億kWhとなりました。

売上高につきましては、需要電力量の減少はありましたが、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく交付金の増加などから、前年度と比べ0.6%増加の7,507億円となりました。

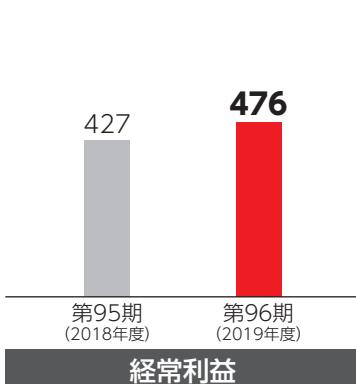
経常利益は、需要電力量の減少はありましたが、ベースコストの効率化に努めたことなどから、11.5%増加の476億円となりました。

【当年度の取り組み】

再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、接続可能量の増大に向けて電力系統設備・運用の高度化に取り組むとともに、中部エリアの安定供給に必要な予備力・調整力の確保や、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強を着実に進め、需給安定に努めております。

また、設備の保守・点検に万全を期しながら、高経年設備の改修を行うなど、送配電網の健全性を維持したうえで、需給構造の変化に応じた送配電設備の適正化や、設備の劣化状況および系統情報にもとづいた適切な設備更新計画の策定を行うなど、安定供給と低廉な託送料金の実現に向けた取り組みを進めております。

さらに、2018年の台風による広範囲の停電を踏まえ策定したアクションプランにもとづいて、各種復旧支援システムの整備による設備復旧体制の強化や、情報発信アプリの機能拡大、ホームページ改修によるお客さまへの情報発信の強化、自治体・他電力会社との連携強化に取り組んでおります。



中央給電指令所における需給運用



Jera

当社は火力発電事業を、2019年4月、J E R Aに統合しました。

〔事業の内容〕

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売

〔J E R Aによる当社業績への貢献〕

J E R Aによる当社連結経常利益への貢献は、コスト競争力の強化および新たな収益源の創出に努めたことや、期ずれ差損が期ずれ差益へ転じたことなどから、前年度と比べ722億円改善し712億円となりました。

(注) J E R Aは持分法適用関連会社のため、J E R Aの売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。また、前期比較にあたって、前年度には当社の火力発電事業等を含めております。

〔当年度の取り組み〕

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンを最適に運用するとともに、J E R Aのスケールメリットを活かすことにより、火力発電事業の効率的な運営に努めております。

また、「世界のエネルギー問題に最先端のソリューションを提供する」、「クリーン・エネルギー経済へと導くLNGと再生可能エネルギーにおけるグローバルリーダー」という事業計画において公表したミッションとビジョンの達成に向け、台湾の洋上風力発電事業への参画など、様々な事業を展開しております。



西名古屋火力発電所



フリーポートLNGプロジェクト液化設備(米国)
(FLNG Development社提供)



フォルモサ1 洋上風力発電〔台湾〕

(2) 対処すべき課題

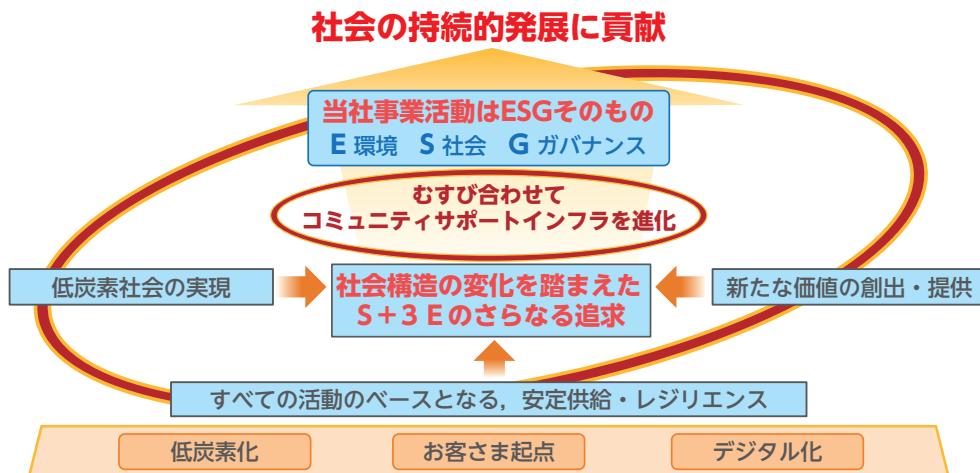
エネルギー事業を取り巻く環境は、低炭素社会へのお客さま・社会の強い要請と再生可能エネルギーの拡大、デジタル化の急速な進展など、大きく変化しております。こうした中、本年1月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外の経済を広範囲に下振れさせ、電力需要についても影響が避けられない状況にあります。また、新型コロナウイルスにより、経済情勢にとどまらず、社会構造そのものの変化が加速しております。

しかし、いかなる事業環境においても、「地球環境に配慮した、良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けする」というエネルギー事業者としての使命は、これまでと変わるものではありません。

中部電力グループは、この変わらぬ使命の完遂に努めると同時に、新しい成長分野の事業化を加速し、時代の変化を見据えた新たな価値の創出に挑戦し続けることで、期待を超えるサービスを先駆けてお客さまへお届けするリーディングカンパニーとして、「一歩先を行く総合エネルギー企業グループ」を目指してまいります。

具体的には、次の4つの重点的な取り組みをグループ一丸となって実施し、企業価値の最大化を図ってまいります。

- ① 浜岡原子力発電所における安全性のさらなる向上
- ② 新たな時代の安定供給
- ③ 成長に向けた事業基盤の強化と持続的な成長の実現
- ④ 新しい成長分野の事業化加速



① 浜岡原子力発電所における安全性のさらなる向上

浜岡原子力発電所3・4号機については、新規制基準を踏まえた安全性向上対策を着実に進めるとともに、同基準への適合性を早期に確認いただけるよう、社内体制を強化し確実な審査対応に努めてまいります。現在審査が進められている基準地震動・基準津波が概ね確定した後は、安全性向上対策の有効性や浜岡原子力発電所の安全性に係る理解活動につなげてまいります。

また、設備対策に加え、緊急時に設備を有効に機能させるための現場対応力や、万が一に備えた国・自治体との連携強化など、リスクマネジメントの強化に取り組んでまいります。2020年度から原子力規制委員会により新たな検査制度が導入されたことも踏まえ、浜岡原子力発電所の安全性を自主的により一層高める取り組みを継続的にを行い、重要な電源として引き続き活用するための準備を進めてまいります。

これらの安全性向上の取り組みに関する情報発信を含め、地域の皆さまとのリスクコミュニケーションの充実に努め、社会の皆さまに信頼していただける発電所を目指してまいります。



発電所前面に設置した防波壁（海拔22m 全長1.6km）



発電所で日々行われている訓練
(緊急時即応班による重機を使用した訓練)

② 新たな時代の安定供給

再生可能エネルギーの拡大等により、電気の流れが複雑化する中、中部電力パワーグリッドにおいては、中立性・公平性を確保しつつ、発電・販売の各事業会社などと確固たる連携をし、変わらぬ使命である安定供給の確保、電力品質・サービスの向上と低廉な託送料金の両立に努めてまいります。また、引き続き、再生可能エネルギーの接続可能量の増大に努めるとともに、天候等による発電出力の変動に適切に対応してまいります。

さらに、至近の自然災害で得られた教訓等を踏まえ、レジリエンス（強靭性・回復力）の強化に向けて、自治体などと連携しながら、予防保全のための樹木の事前伐採や無電柱化の一層の加速、水力発電用ダムの洪水発生時における治水協力等に取り組んでまいります。



倒木により被害をもたらす可能性がある樹木を自治体と連携し事前に伐採

③ 成長に向けた事業基盤の強化と持続的な成長の実現

低炭素社会の実現に向けては、発電・送配電および販売にいたるバリューチェーンのあらゆる面において、取り組みを強化してまいります。具体的には、再生可能エネルギーカンパニーにおいて、水力・太陽光・バイオマス・陸上風力に加え、洋上風力や地熱も積極的に開発を進めるとともに、中部電力ミライズにおいて、環境に配慮したCO₂フリーメニューの提供など、お客さまと連携した取り組みを強化してまいります。

電気・ガスの販売については、これまで培ってきたお客さまとの信頼関係をはじめ、技術力、提案力といった強みを活かし、新しい価値やサービスを組み合わせ合わせてお届けしてまいります。



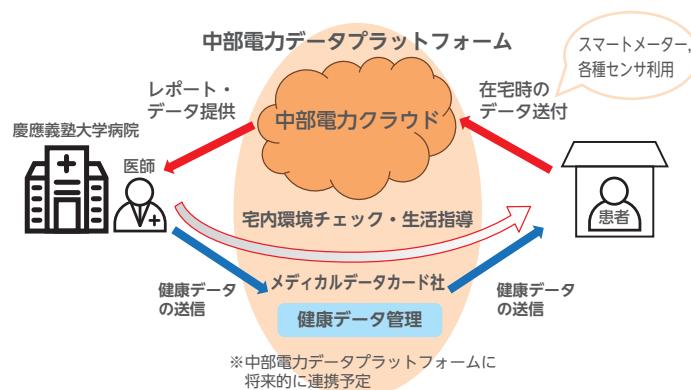
ダムの落差と放流水を利用した維持流量水力発電所を開発
(写真中央建屋：新奥泉水力発電所)

海外事業においては、安定・安価なインフラサービスの提供により地域社会を支えるビジネスと、低炭素社会の実現に資するビジネスを軸に、国内同様、各国・地域の社会課題解決に貢献するとともに、収益の拡大に努めてまいります。

なお、JERAにおいては、国際エネルギー市場で競合他社と互角に戦うことができるグローバルなエネルギー企業体として、国際競争力のある電力・ガス等のエネルギー供給を安定的に行ってまいります。また、高効率火力発電の導入と低効率火力発電のフェードアウトなどにより低炭素化を目指すことで、中部電力グループの企業価値向上に貢献してまいります。

④ 新しい成長分野の事業化加速

当社は、お客さまの期待を超える一歩先に行く「お客さま起点」の新サービスを創出してまいります。省エネや快適な住環境から、医療・介護・見守り、さらには防災や防犯など人や地域の安全にいたるまで様々な領域で「つながることで広がる価値」を提供する「コミュニティサポートインフラ」を構築・提供する取り組みを進めます。こうした新たな価値をエネルギーサービスとともに提供することにより収益拡大を目指すとともに、社会課題の解決に貢献してまいります。



慶應義塾大学病院・メディカルデータカード社とのヘルスケア分野への取り組み

当社は、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、コンプライアンス経営を徹底するとともに、良き企業市民としての社会的責任（CSR）を完遂してまいります。

また、低炭素社会の実現、社会課題の解決、大規模災害時における事業継続など、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を踏まえた事業経営を深化させることで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

今後とも、お客さまや株主・投資家のみなさまに信頼、選択されるよう努め、地域社会の発展にも貢献してまいります。

ご参考 当社グループのESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みについて

中部電力グループは、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の観点を踏まえた事業経営をより進化させることにより、持続的な成長と企業価値の向上に努めていきます。

また、中部電力グループのすべての従業員が自らの業務を通じてESG活動に取り組み、それを深化させていくことで、SDGs*の達成にも大いに貢献していきます。

※2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。

持続的な成長と企業価値の向上

ESGの重要課題



本事業報告で記載している当社グループのESGに関する取り組みにつきましては、「**アニュアルレポート（統合報告書）**」にて開示しておりますので、ぜひご覧ください。

なお、本年8月頃に情報を更新する予定でございます。

当社ホームページ

「アニュアルレポート（統合報告書）」

https://www.chuden.co.jp/csr/csr_report/

中部電力 アニュアルレポート

検索



(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
販 売	151億円
電力ネットワーク	1,183億円
そ の 他	1,154億円
内 部 取 引 消 去	△63億円
合 計	2,426億円

① 完成した主要設備

〔電力ネットワーク〕

区 分	名 称	容 量
新 設	静岡変電所	100万kVA

② 建設中の主要設備

〔電力ネットワーク〕

区 分	名 称	容 量
新 設	飛騨変換所	90万kW
増 設	知多火力変電所	90万kVA

〔その他〕

区 分	名 称	出 力
新 設	四日市バイオマス発電所	4.9万kW

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行額	1,700億円
償還額	1,000億円

② 借入金

借入額	4,111億円
(うち子会社の借入額)	895億円
返済額	5,340億円
(うち子会社の返済額)	645億円

③ コマーシャル・ペーパー

発行額	3,490億円
償還額	2,530億円

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2019年4月1日付で、当社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および火力発電事業等を吸収分割により株式会社J E R Aに承継いたしました。

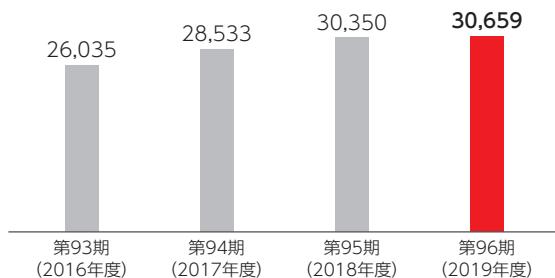
また、当社は、三菱商事株式会社と設立したDiamond Chubu Europe B.V.を通じ、2020年3月24日付で、欧州で総合エネルギー事業を展開するEneco Groep N.V.株式の20%を取得いたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 93 期 2016年度	第 94 期 2017年度	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度
売 上 高 (営 業 収 益)	26,035億円	28,533億円	30,350億円	30,659億円
経 常 利 益	1,214億円	1,285億円	1,129億円	1,918億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,146億円	743億円	794億円	1,634億円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	151.43円	98.24円	104.96円	216.11円
総 資 産	54,114億円	55,294億円	59,875億円	55,008億円

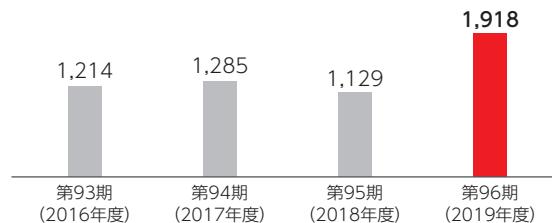
売上高 (営業収益)

(単位：億円)



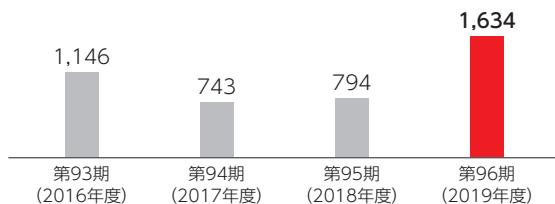
経常利益

(単位：億円)



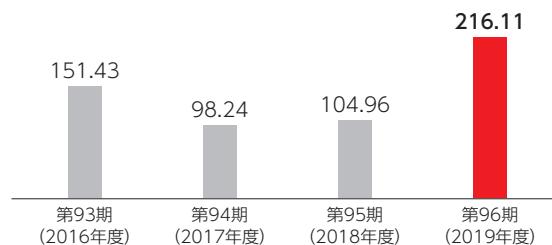
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



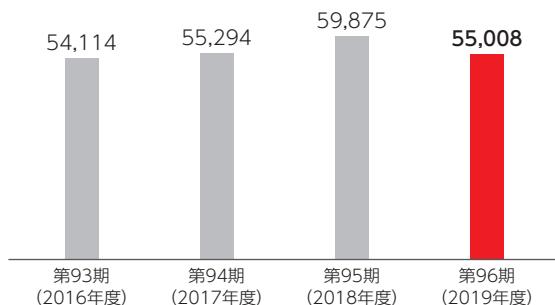
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：億円)



(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネック	76.8億円	50.0%	屋内線・配電線工事および電気通信工事
株式会社シーエナジー	76 億円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
株式会社シーテック	7.2億円	100.0%	送電線・変電所等の工事および電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	2.4億円	100.0%	火力・原子力発電所の保修工事
株式会社テクノ中部	1.2億円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および環境関連事業
ダイヤモンドパワー株式会社	1.2億円	80.0%	小売電気事業
中電不動産株式会社	1 億円	100.0%	不動産の賃貸および管理
株式会社中電オートリース	1 億円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の販売
株式会社トーエネックサービス	1 億円	100.0%	配電設備工事周辺業務および電気工事等
株式会社中電シーティーアイ	1 億円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および保守
中部精機株式会社	0.6億円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
旭シンクロテック株式会社	0.4億円	100.0%	プラント配管工事および空調・衛生設備工事
中電配電サポート株式会社	0.3億円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・用地業務等
中電興業株式会社	0.2億円	100.0%	電柱広告, リース, 損害保険代理および印刷

(注) 1 当社は、2020年4月1日付で、中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社を承継会社とする吸収分割により、当社の一般送配電事業等および小売電気事業等をそれぞれ承継させたため、両社は重要な子会社となりました。同日現在の各社の状況は、次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中部電力パワーグリッド株式会社	400億円	100.0%	一般送配電事業等
中部電力ミライズ株式会社	40億円	100.0%	小売電気事業等

2 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、電気事業およびガスやオンサイトエネルギーなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、国内事業で培ったノウハウを活かした海外エネルギー事業、電気事業に関連する設備の拡充や保全のための建設、資機材供給のための製造など、様々な事業を展開しております。

(9) 主要な事業所等

① 当社の主要な事業所および発電所

[事業所]

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本店	愛知県名古屋市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長野支店	長野県長野市
静岡支店	静岡県静岡市	岡崎支店	愛知県岡崎市
三重支店	三重県津市	東京支社	東京都千代田区

(注) 名古屋、三重、岐阜、長野、岡崎の各支店は、2020年4月1日付で廃止しております。

[発電所]

区分	発電所名 (所在地)
水力 (出力10万kW以上)	奥矢作第一・第二 (愛知県), 奥美濃, 高根第一, 馬瀬川第一, 徳山 (以上岐阜県), 平岡 (長野県)
原子力	浜岡 (静岡県)

② 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地
株式会社トーエネック	愛知県名古屋市
株式会社シーエナジー	愛知県名古屋市
株式会社シーテック	愛知県名古屋市
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市
株式会社テクノ中部	愛知県名古屋市
ダイヤモンドパワー株式会社	東京都中央区
中電不動産株式会社	愛知県名古屋市
株式会社中電オートリース	愛知県名古屋市
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市
株式会社中電シーティーアイ	愛知県名古屋市
中部精機株式会社	愛知県春日井市
旭シンクロテック株式会社	東京都港区
中電配電サポート株式会社	愛知県名古屋市
中電興業株式会社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比
販 売	1,519名	2名
電力ネットワーク	9,944名	△129名
そ の 他	16,985名	732名
合 計	28,448名	△1,873名

(注) 1 定年後再雇用者等を含めた就業人員で記載しております。

2 各区分の前期末比の値と合計の前期末比の値が合致していないのは、2019年4月1日付で、当社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業および火力発電事業等を吸収分割により株式会社J E R Aに承継したことに伴い、区分を見直したためであります。また、この吸収分割により従業員が株式会社J E R Aに出向したことに伴い、従業員数の合計が前期末比で計1,873名減少しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	3,056億円
明治安田生命保険相互会社	1,981億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,477億円
日本生命保険相互会社	1,384億円
株式会社三井住友銀行	1,007億円
株式会社みずほ銀行	1,007億円

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	11億9,000万株
発行済株式の総数	7億5,800万株

(2) 株主数

233,996名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	64,453千株	8.5%
明治安田生命保険相互会社	39,462千株	5.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,325千株	4.0%
日本生命保険相互会社	23,419千株	3.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	22,338千株	2.9%
中部電力自社株投資会	19,166千株	2.5%
株式会社三菱UFJ銀行	13,391千株	1.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	12,461千株	1.6%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	12,249千株	1.6%
株式会社三井住友銀行	11,954千株	1.6%

(注) 出資比率は、自己株式（130万6,644株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位, 担当および重要な兼職の状況
水野 明久	代表取締役会長 株式会社豊田自動織機社外監査役
勝野 哲	代表取締役社長 社長執行役員
片岡 明典	代表取締役副社長執行役員 法務室, 総務室, 経理室, 資材室, ビジネスソリューション・ 広報センター, 経理センター, ITシステムセンター 統括
倉田 千代治	代表取締役副社長執行役員 土木建築室, 環境・地域共生室 統括 原子力本部長
増田 博武	取締役専務執行役員 浜岡原子力総合事務所長
三澤 太輔	取締役専務執行役員 秘書室, 広報室, 人事室, 人事センター 統括
市川 弥生次	取締役専務執行役員 電力ネットワークカンパニー社長
林 欣吾	取締役専務執行役員 販売カンパニー社長 名古屋都市エネルギー株式会社代表取締役社長 株式会社トーエネック取締役
平岩 芳朗	取締役専務執行役員 コーポレート本部長 グループ経営推進室 統括
根本 直子	社外取締役 早稲田大学大学院 経営管理研究科教授 アジア開発銀行研究所エコノミスト 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ社外取締役
橋本 孝之	社外取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 カゴメ株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
嶋尾 正	社外取締役 大同特殊鋼株式会社代表取締役会長

氏名	地位, 担当および重要な兼職の状況
松原和弘	常任監査役(常勤) 愛知電機株式会社社外監査役
寺田修一	監査役(常勤)
瀧口道成	社外監査役 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
加藤宣明	社外監査役 KDDI株式会社社外監査役
永富史子	社外監査役 弁護士 日本特殊陶業株式会社社外監査役

(注) 1 2020年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏名	地位	担当
勝野哲	代表取締役会長	—
林欣吾	代表取締役社長 社長執行役員	—
倉田千代治	代表取締役 副社長執行役員	原子力本部長
平岩芳朗	取締役 副社長執行役員	経営戦略本部長 兼 計画部長
三澤太輔	取締役 専務執行役員	秘書室 統括 総務・広報・地域共生本部長
水野明久	取締役相談役	—
片岡明典	取締役	—

- 市川弥生次氏は、2020年3月31日付で取締役を辞任しております。
- 林欣吾氏は、名古屋都市エネルギー株式会社代表取締役社長であり、同社と当社は熱供給事業などにおいて競業関係にあります。
- 松原和弘氏は、当社の副社長執行役員として経理部を統括するなど長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断基準(後記53頁参照)を定めております。社外取締役および社外監査役は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役および社外監査役全員を独立役員として指定し、届け出ております。
- 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
- 2019年6月26日付で、鈴木健一氏は監査役を辞任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	支給人数	月例報酬	業績連動賞与	業績連動型株式報酬
取締役	13名	402	130	57
監査役	6名	112		
合計	19名	514	130	57

(注) 1 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役分

月例報酬および業績連動賞与 年額9億円（うち社外取締役分は84百万円）

業績連動型株式報酬 3事業年度ごとに4億円（社外取締役を除く）

監査役分

月額20百万円

2 上記の報酬の額には、第95期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対する報酬の額が含まれております。

3 上記の業績連動賞与の支給対象は、社外取締役3名を除く当期末時の取締役9名であります。

4 業績連動型株式報酬は、事業年度ごとに、役位に応じて定まるポイントおよび業績に応じて変動するポイントを付与します。業績に連動するポイントは、経営目標である2021年度終了時の連結経常利益を踏まえ確定します（同連結経常利益が目標に達しない場合は没収となります。）。なお、本株式報酬は、取締役退任後、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し支給します。上記の業績連動型株式報酬の総額は、2019年度に取締役に付与するポイントに対する費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	根本直子	当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、主に金融、経済分野における専門家の見地から発言を行っております。
	橋本孝之	当事業年度に開催した14回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。
	嶋尾 正	当事業年度中、2019年6月26日就任後に開催した11回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。
社外監査役	濱口道成	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回に、15回の監査役会のうち14回に出席し、主に学識経験者の見地から発言を行っております。
	加藤宣明	当事業年度に開催した14回の取締役会、15回の監査役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。
	永富史子	当事業年度に開催した14回の取締役会、15回の監査役会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の額

(単位：百万円)

支給人数	報酬
6名	69

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
① 報酬等の額	96
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	248

(注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とする方針であります。

6 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	4,894,286	固 定 負 債	2,364,506
電気事業固定資産	2,382,145	社 債	663,260
水 力 発 電 設 備	295,440	長 期 借 入 金	1,095,690
原 子 力 発 電 設 備	163,825	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,981
送 電 設 備	615,708	退職給付に係る負債	161,239
変 電 設 備	407,888	資 産 除 去 債 務	255,032
配 電 設 備	775,088	そ の 他 の 固 定 負 債	181,301
業 務 設 備	115,778	流 動 負 債	1,151,797
その他の電気事業固定資産	8,415	1年以内に期限到来の固定負債	303,212
その他の固定資産	311,091	短 期 借 入 金	274,962
固定資産仮勘定	387,105	コマーシャル・ペーパー	96,000
建設仮勘定及び除却仮勘定	355,772	支払手形及び買掛金	192,715
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	31,332	未 払 税 金	30,571
核 燃 料	188,773	そ の 他 の 流 動 負 債	254,335
装 荷 核 燃 料	40,040	引 当 金	22,446
加工中等核燃料	148,733	濁水準備引当金	22,446
投資その他の資産	1,625,171	負 債 合 計	3,538,749
長 期 投 資	199,094		
関係会社長期投資	1,234,520	株 主 資 本	1,862,352
退職給付に係る資産	13,627	資 本 金	430,777
繰延税金資産	162,692	資 本 剰 余 金	70,808
その他の投資等	15,796	利 益 剰 余 金	1,363,241
貸倒引当金（貸方）	△ 558	自 己 株 式	△ 2,474
流 動 資 産	606,528	その他の包括利益累計額	32,040
現金及び預金	148,583	その他有価証券評価差額金	37,407
受取手形及び売掛金	308,452	繰延ヘッジ損益	△ 13,623
その他の流動資産	150,377	為替換算調整勘定	13,534
貸倒引当金（貸方）	△ 885	退職給付に係る調整累計額	△ 5,278
		非支配株主持分	67,672
		純 資 産 合 計	1,962,065
合 計	5,500,815	合 計	5,500,815

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,935,122	営業収益	3,065,954
電気事業営業費用	2,515,286	電気事業営業収益	2,630,228
その他事業営業費用	419,836	その他事業営業収益	435,726
営業利益	(130,832)		
営業外費用	26,891	営業外収益	87,862
支払利息	22,309	受取配当金	2,750
その他の営業外費用	4,581	受取利息	164
		持分法による投資利益	77,106
		その他の営業外収益	7,842
当期経常費用合計	2,962,014	当期経常収益合計	3,153,817
当期経常利益	191,803		
		特別利益	19,092
		持分変動利益	19,092
税金等調整前当期純利益	210,895		
法人税等	43,175		
法人税等	28,792		
法人税等調整額	14,382		
当期純利益	167,720		
非支配株主に帰属する当期純利益	4,248		
親会社株主に帰属する当期純利益	163,472		

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	4,419,817	固 定 負 債	2,157,129
電気事業固定資産	2,443,505	社 債	649,260
水力発電設備	299,020	長期借入金	996,852
原子力発電設備	166,681	長期未払債務	1,872
内燃力発電設備	94	リース債	2,516
新エネルギー等発電設備	7,931	関係会社長期債務	15,187
送電設備	626,358	退職給付引当金	116,409
変電設備	414,296	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,981
配電設備	809,136	株式給付引当金	92
業務設備	119,549	資産除去債務	248,544
貸付設備	435	雑固定負債	118,413
附帯事業固定資産	6,488	流 動 負 債	1,095,199
事業外固定資産	6,597	1年以内に期限到来の固定負債	284,405
固定資産仮勘定	359,066	短期借入金	249,592
建設仮勘定	327,217	コーポラル・ペーパー	96,000
除却仮勘定	516	買掛金	127,139
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	31,332	未払金	24,029
核燃料	188,773	未払費用	109,508
装荷核燃料	40,040	未払税金	19,452
加工中等核燃料	148,733	預り金	2,811
投資その他の資産	1,415,385	関係会社短期債務	115,629
長期投資	179,811	諸前受金	65,360
関係会社長期投資	1,065,795	ポイント引当金	1,259
長期前払費用	11,427	雑流動負債	11
前払税金資産	19,111	引 当 金	22,446
繰延税金資産	139,424	濁水準備引当金	22,446
貸倒引当金(貸方)	△ 184	負 債 合 計	3,274,776
流 動 資 産	362,560	株 主 資 本	1,471,176
現金及び預金	81,645	資 本 金	430,777
売掛金	225,504	資 本 剰 余 金	70,689
未収入金	9,161	資 本 準 備 金	70,689
貯蔵品	10,256	その他資本剰余金	0
前払費用	1,456	利 益 剰 余 金	972,126
関係会社短期債権	7,183	利 益 準 備 金	93,628
雑流動資産	28,050	その他利益剰余金	878,497
貸倒引当金(貸方)	△ 697	別 途 積 立 金	443,000
		繰越利益剰余金	435,497
		自 己 株 式	△ 2,417
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	36,425
		その他有価証券評価差額金	35,072
		繰延ヘッジ損益	1,352
合 計	4,782,377	純 資 産 合 計	1,507,601
		合 計	4,782,377

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,610,730	営業収益	2,719,087
電気事業営業費用	2,534,961	電気事業営業収益	2,643,130
水力発電費	46,724	電灯料	733,053
原子力発電費	87,779	電力料	1,414,391
内燃力発電費	33	地帯間販売電力料	7,361
新エネルギー等発電費	2,896	他社販売電力料	77,971
地帯間購入電力料	7,601	託送収益	100,575
他社購入電力料	1,454,995	事業者間精算収益	1,935
送電費	90,518	再エネ特措法交付金	280,273
変電費	65,138	電気事業雑収益	27,479
配電費	205,898	貸付設備収益	88
販売費	61,360		
貸付設備費	13		
一般管理費	127,445		
接続供給託送料	25,164		
再エネ特措法納付金	298,545		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	948		
電源開発促進税	47,647		
事業税	12,330		
電力費振替勘定(貸方)	△ 82		
附帯事業営業費用	75,768	附帯事業営業収益	75,956
ガス供給事業営業費用	74,705	ガス供給事業営業収益	73,547
その他附帯事業営業費用	1,063	その他附帯事業営業収益	2,408
営業利益	(108,357)		
営業外費用	22,709	営業外収益	12,515
財務費用	19,908	財務収益	8,807
支払利息	19,338	受取配当金	8,677
社債発行費	570	受取利息	129
事業外費用	2,801	事業外収益	3,707
固定資産売却損	194	固定資産売却益	283
雑損	2,607	雑収益	3,423
当期経常費用合計	2,633,440	当期経常収益合計	2,731,602
当期経常利益	98,162		
税引前当期純利益	98,162		
法人税等	35,994		
法人税等	19,044		
法人税等調整額	16,950		
当期純利益	62,168		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本千佳 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村哲也 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村井達久 ㊤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記 共通支配下の取引等に記載されているとおり、2020年4月1日、会社は一般送配電事業等及び小売電気事業等をそれぞれ中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に承継させた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本千佳 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村哲也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 村井達久 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記 共通支配下の取引等に記載されているとおり、2020年4月1日、会社は一般送配電事業等及び小売電気事業等をそれぞれ中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社に承継させた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

中部電力株式会社	監査役会		
常任監査役 (常勤)	松原和弘	Ⓜ	
監査役 (常勤)	寺田和修	Ⓜ	
社外監査役	濱口道成	Ⓜ	
社外監査役	加藤宣明	Ⓜ	
社外監査役	永藤宣史	Ⓜ	

以上

株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、上記の考え方にもとづき、中間配当金と同様、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額18,917,333,900円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

新しい成長分野の確立に向けた今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）を変更するものがあります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
(目 的) 第2条 本公司は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。	(目 的) 第2条 (現行どおり)
1 電気事業	1 (現行どおり)
2 エネルギー関連の機械器具及び設備の製造、販売、賃貸、修理、運転及び保守	2 (現行どおり)
3 蒸気、温水、冷水等の熱供給に関する事業	3 (現行どおり)
4 エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送	4 (現行どおり)
5 電気通信事業法に定める電気通信事業	5 (現行どおり)
6 各種情報の収集、分析、処理、加工、提供及び販売に関する事業、放送事業並びに広告事業	6 (現行どおり)
7 データプラットフォーム事業	7 (現行どおり)
8 コミュニティサポートインフラ事業	8 (現行どおり)
9 ガス事業	9 (現行どおり)
10 不動産の売買、賃貸及び管理	10 (現行どおり)
11 土木建築工事その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、施工及びマネジメント	11 (現行どおり)
12 老人ホーム事業及び介護サービス事業	12 (現行どおり)
13 産業廃棄物、一般廃棄物の処理及び再利用並びにその再生品の販売	13 (現行どおり)

現行定款	変更定款案
14 エネルギー利用，環境及び前各号に関する調査，エンジニアリング及びコンサルティング	14 (現行どおり)
15 農産物の生産，加工及び販売	15 (現行どおり)
16 法人及び個人向け各種支援サービスの提供及び斡旋	16 (現行どおり)
17 会員向け優待サービスの提供及び斡旋 (新 設)	17 (現行どおり) <u>18 銀行代理業，電子決済等代行業その他金融サービス業</u>
(新 設)	<u>19 割賦販売法による前払式特定取引及び信用購入あっせんその他決済代行業</u>
(新 設)	<u>20 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行，資金移動業及び暗号資産交換業</u>
(新 設)	<u>21 損害保険代理業，自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険募集業その他保険媒介代理業，保険サービス業</u>
<u>18</u> 前各号に附帯関連する事業	<u>22</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員が任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	2019年度の取締役会への出席状況
1	かつ勝の野 哲 <small>さとの 哲</small> 再任	代表取締役会長	14/14回
2	はやし林 欣吾 <small>きんご</small> 再任	代表取締役社長 社長執行役員	14/14回
3	くら倉 田 千代治 <small>ちよじ</small> 再任	代表取締役 副社長執行役員	13/14回
4	ひら平 岩 芳 朗 <small>ろう</small> 再任	取締役 副社長執行役員	14/14回
5	みず水 谷 仁 <small>ひとし</small> 新任	専務執行役員	—
6	おお大 谷 真 哉 <small>や</small> 新任	—	—
7	はし橋 もと 孝 之 <small>ゆき</small> 再任 社外 独立	社外取締役	14/14回
8	しま嶋 尾 正 <small>ただし</small> 再任 社外 独立	社外取締役	11/11回
9	くり栗 原 美津枝 <small>みづえ</small> 新任 社外 独立	—	—

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

かつの
勝野
さとの
哲

(1954年6月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

31,802株

2019年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1977年 4月 当社入社
- 2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長
- 2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
- 2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長
- 2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2020年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はやし
林
きんご
欣吾

(1961年1月9日生)

再任

所有する
当社株式の数

10,821株

2019年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 東京支社長
- 2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

株式会社トーエネック取締役

<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

くら た ちよ じ
倉 田 千代治

(1955年5月29日生)

再任

所有する
当社株式の数

16,681株

2019年度の取締役会への出席状況 13/14回 (92%)

<略歴、地位および担当>

- 1980年 4月 当社入社
- 2014年 6月 当社取締役 専務執行役員
浜岡原子力総合事務所長 兼 環境・立地本部付
- 2016年 4月 当社取締役 専務執行役員
浜岡原子力総合事務所長
- 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員
土木建築部、環境・立地部統括、原子力本部長
- 2018年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員
土木建築室、環境・地域共生室統括、原子力本部長
- 2020年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 原子力本部長 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

倉田千代治氏は、これまで当社浜岡原子力総合事務所長、土木建築室、環境・地域共生室統括、原子力本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4

ひら いわ よし ろう
平 岩 芳 朗

(1959年12月28日生)

再任

所有する
当社株式の数

3,054株

2019年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社専務執行役員 コーポレート本部副本部長
ICT戦略室、ITシステムセンター統括
- 2019年 4月 当社専務執行役員 コーポレート本部長
グループ経営推進室統括
- 2019年 6月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート本部長
グループ経営推進室統括
- 2020年 4月 当社取締役 副社長執行役員
経営戦略本部長 兼 計画部長 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

平岩芳朗氏は、これまで当社ICT戦略室、ITシステムセンター統括、グループ経営推進室統括、経営戦略本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
5

みず たに ひとし
水谷 仁
(1962年3月22日生)

新任

所有する
当社株式の数 14,207株

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 グループ経営戦略本部部長
- 2018年 4月 当社常務執行役員 名古屋支店長
兼 電力ネットワークカンパニー名古屋支社長
- 2020年 4月 当社専務執行役員 経営管理本部部長（現在に至る）



<取締役候補者とした理由>

水谷仁氏は、これまで当社グループ経営戦略本部部長、名古屋支店長、経営管理本部部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
6

おお たに しん や
大谷 真哉
(1964年7月30日生)

新任

所有する
当社株式の数 3,257株

<略歴、地位および担当>

- 1987年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社販売カンパニー事業戦略室長
- 2018年 4月 当社執行役員 販売カンパニー事業戦略室長
- 2020年 4月 中部電力ミライズ株式会社代表取締役 社長執行役員（現在に至る）



<重要な兼職の状況>

中部電力ミライズ株式会社代表取締役 社長執行役員

<取締役候補者とした理由>

大谷真哉氏は、これまで当社販売カンパニー事業戦略室長、中部電力ミライズ株式会社社長執行役員などを歴任し、当社事業およびエネルギー販売事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
7はし もと たか ゆき
橋 本 孝 之
(1954年7月9日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者所有する
当社株式の数

2,656株

2019年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)
社外取締役としての在任期間 4年 (本総会終結時)**<略歴および地位>**

- 1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
- 2000年 4月 同社取締役
- 2003年 4月 同社常務執行役員
- 2007年 1月 同社専務執行役員
- 2008年 4月 同社取締役 専務執行役員
- 2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員
- 2012年 5月 同社取締役会長
- 2014年 4月 同社会長
- 2015年 1月 同社副会長
- 2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)
- 2019年11月 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 (現在に至る)

**<重要な兼職の状況>**

- 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
- 株式会社山城経営研究所代表取締役社長
- カゴメ株式会社社外取締役
- 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役

<社外取締役候補者とした理由>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

8

しま
嶋 お
尾

(1950年2月2日生)

ただし
正

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

1,762株

2019年度の取締役会への出席状況 11/11回 (100%)
社外取締役としての在任期間 1年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社 (現大同特殊鋼株式会社) 入社
2004年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社常務取締役
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社代表取締役社長執行役員
2016年 6月 同社代表取締役会長 (現在に至る)
2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社代表取締役会長

<社外取締役候補者とした理由>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

0株

所有する
当社株式の数社外取締役候補者
独立役員候補者

新任

く り は ら み つ え
栗 原 美津枝
(1964年4月7日生)

候補者番号

9

<略歴および地位>

- 1987年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行
- 2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所（派遣）
- 2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長
- 2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長
- 2013年 4月 同行企業金融第6部長
- 2015年 2月 同行常勤監査役（現在に至る）

**<重要な兼職の状況>**

株式会社日本政策投資銀行常勤監査役

<社外取締役候補者とした理由>

栗原美津枝氏は、長年にわたり株式会社日本政策投資銀行において、財務、M&A等の業務に携わるなど、財務、M&A分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 候補者林欣吾氏は2020年6月25日開催の株式会社トーエネック第102回定時株主総会終結の時をもって同社取締役を退任する予定であります。
- 3 嶋尾正氏の取締役会への出席状況については、2019年度中、2019年6月26日就任後に開催した取締役会を対象に記載しております。
- 4 栗原美津枝氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は橋本孝之、嶋尾正の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 橋本孝之氏が2015年6月から2019年6月まで社外監査役として在任していた株式会社IHIIは、民間航空機エンジン整備事業における不適切な取扱いに関し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法にもとづく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法にもとづく業務改善命令を受けました。同氏は事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い識見にもとづき法令遵守や内部統制の重要性について提言を行ってまいりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、コンプライアンスのさらなる強化および徹底を求めるなど、その職責を果たしております。
- 6 社外役員の独立性判断基準については、53頁をご参照ください。

第4号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役松原和弘、加藤宣明および永富史子の3氏が任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしますのであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

かた おか あき のり
片岡明典
(1958年7月30日生)

新任

所有する
当社株式の数 17,968株

<略歴、地位および担当>

- 1981年 4月 当社入社
- 2011年 7月 当社執行役員 経理部長
- 2013年 7月 当社執行役員 三重支店長 兼 環境・立地本部付
- 2016年 4月 当社専務執行役員 経理部、資材部統括
- 2016年 6月 当社取締役 専務執行役員 経理部、資材部統括
- 2017年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 法務部、総務部、経理部、資材部統括
- 2018年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 法務室、総務室、経理室、資材室、ビジネスソリューション・広報センター、経理センター統括
- 2019年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 法務室、総務室、経理室、資材室、ビジネスソリューション・広報センター、経理センター、ITシステムセンター統括
- 2020年 4月 当社取締役 (現在に至る)



<監査役候補者とした理由>

片岡明典氏は、これまで当社経理部長、法務室、総務室、経理室、資材室、ビジネスソリューション・広報センター、経理センター、ITシステムセンター統括などを歴任し、当社事業に精通するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

なが とみ ふみ こ
永 富 史 子
 (1952年11月28日生)

再任

**社外監査役候補者
 独立役員候補者**

 所有する
 当社株式の数 2,990株

2019年度の取締役会への出席状況 14/14回 (100%)
 2019年度の監査役会への出席状況 15/15回 (100%)

<略歴および地位>

1981年 4月 弁護士登録
 蜂須賀法律事務所入所
 1989年 3月 同所退所
 1989年 4月 永富法律事務所開設 (現在に至る)
 2016年 6月 当社社外監査役 (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

弁護士
 日本特殊陶業株式会社社外監査役

<社外監査役候補者とした理由>

永富史子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

永富史子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。



候補者番号

3

たか だ ひろ し
高 田 坦 史

(1946年12月22日生)

新任

社外監査役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

0株

<略歴および地位>

- 1969年 4月 トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社
- 1995年 1月 同社宣伝部長
- 2001年 6月 同社取締役
- 2003年 6月 同社常務役員
- 2005年 6月 同社専務取締役
- 2009年 6月 トヨタアドミニスタ株式会社（現トヨタモビリティ東京株式会社）
代表取締役会長
- 2009年 6月 株式会社トヨタ名古屋教育センター取締役会長
- 2009年10月 株式会社トヨタマーケティングジャパン代表取締役社長
- 2009年12月 株式会社トヨタモーターセールス&マーケティング代表取締役社長
- 2012年 7月 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
- 2013年 5月 一般社団法人全日本シーエム放送連盟（現一般社団法人ACC）
理事長（現在に至る）
- 2019年 7月 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会理事長（現在に至る）



<重要な兼職の状況>

- 一般社団法人ACC理事長
- 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会理事長
- 株式会社ブロードリーフ社外取締役

<社外監査役候補者とした理由>

高田坦史氏は、過去にトヨタ自動車株式会社専務取締役として会社経営に携わるほか、現在は一般社団法人ACC理事長として法人経営に携わっており、経営の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

高田坦史氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

(注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2 高田坦史氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は永冨史子氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

3 社外役員の独立性判断基準については、53頁をご参照ください。

(ご参考)

本議案が承認可決されますと、監査役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	かた 片 明 典 新任	常任監査役（常勤）
—	てら 寺 田 修 一 現任	監査役（常勤）
—	はま 濱 ぐち 道 成 現任 社外 独立	社外監査役
2	なが 永 富 史 子 再任 社外 独立	社外監査役
3	たか 高 だ 田 ひろ 坦 史 新任 社外 独立	社外監査役

社外 社外監査役

独立 独立役員

[参考] 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1～5に掲げる者
 - ②当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

<株主（79名）からのご提案（第5号議案から第9号議案まで）>

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電事業からの撤退

第45条 本会社は、消費者が求める安全で持続可能な電力を供給するため、原子力発電事業から撤退する。

◆提案の理由

2つの理由から原発からの撤退を提案する。

第1は、料金収入を確保するため、消費者の新電力への切り替えを抑えること。

低圧分野での中部電力からの切り替えは東京電力や関西電力よりも少ないが、逃げている理由は、原発をやめよう、という庶民の考え方・世論であり、それに従うことが必要である。経済活動が縮小する中、低圧の顧客は重要だ。

第2は、どちらがコストダウンか、の選択である。

龍谷大学の島堅一教授に依頼し、本会社が公表している資料から分析してもらったところ、現状の原発稼働準備中に比べ、稼働すれば火力発電の燃料費の削減で年100億円のコストダウン、一方原発から撤退を決断すれば維持費が下がり、年120億円の削減になるという結果が出た。原発を維持するコストがいかに高いのかを物語っている。

以上、原発から撤退するという経営陣の英断を期待する。

○取締役会の意見

お客さまに安全で安価な電気を安定してお届けするためには、原子力、火力、再生可能エネルギーなどの多様な電源をバランスよく組み合わせる必要があります。

特に、エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めております。今後も新規制基準への対応にとどまることなく、安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第8章 出資及び債務保証

第46条 本社は、経営破綻リスクが高い日本原子力発電株式会社への出資及び債務保証を行わない。

◆提案の理由

当社は日本原子力発電（原電）に対し、約181億円の出資と200億円の債務保証をしている。更に原電の敦賀原発からは全く受電していないにも関わらず、毎年維持管理費を支払い続け、その額は過去7年間だけで1,500億円以上に上る。

敦賀原発1号機は廃炉となり、2号機については直下の活断層の存在に加えて、原子力規制委員会での新規制基準適合性審査で地質の生データを改ざんするという不正を行い、委員から厳しく指摘された。敦賀2号機の再稼働は絶望的である。

原電は、東海第二原発の安全対策費すら自力で調達できず、他の電力会社に3,500億円の支援を要請した。当社も昨年支援を決定したが、この判断は誤りである。

老朽炉でもある東海第二原発は、再稼働に必要な地元住民や周辺自治体の同意を得られる見込みがない。

発電できない原電の経営破綻は時間の問題である。当社の損失を避けるために、契約を見直し、出資・債務保証をやめるべきである。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

日本原子力発電株式会社の敦賀発電所1号機および2号機については、自社電源と同等の扱いをしていることなどから、同社に対し必要な出資および債務保証を実施しております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

第7号議案 定款一部変更の件 (3)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第9章 受電見込みのない他社原子力発電所からの受電契約

第47条 今後受電が見込めない次の発電所との受給契約は解消する。

1 北陸電力 志賀原子力発電所2号機

2 日本原子力発電 敦賀原子力発電所

② 上記原発設備の維持管理と再稼動のための支出を中止し、廃止措置のための費用については、関西電力、北陸電力等関係事業者と協議の上応分の負担をしていく。

◆提案の理由

当社は、北陸電力志賀原発2号機について、2006年の運転開始から最大約26万kWの電力を受電する契約を結んでいる。しかし、2011年以降全く受電していないにも関わらず、日本原電の敦賀発電所と同様、毎年100億円単位の維持管理費等を支払い続けている。

志賀原発2号機は敷地内に複数の断層があるが、その活動性を否定するデータを示すことができず、新規規制基準適合性審査に合格する見通しが立たない状況である。これ以上延々と再稼動を前提とした維持管理費を負担し続けても無駄になる可能性が高い。合理的に判断すれば、これら原発との受給契約は直ちに解消すべきである。

ただ、志賀原発2号機は運開後間もなくタービントラブルで長期停止する等、設備利用率が極めて低く、廃止措置のための費用の積立てが不足するため、同様に受給契約を結んでいる関西電力と北陸電力の3者で協議の上、安全性を最優先に応分の負担をすることとする。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、安全の確保と地域の信頼を最優先に、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

他社の原子力電源についても、これを活用するために必要な費用を負担してまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（4）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第10章 プルトニウムの分離・抽出，使用及び他者への売却・譲渡

第48条 本会社は，使用済み核燃料からのプルトニウムの分離・抽出を行わない。

- ② 再処理で分離・抽出したプルトニウムを加工したMOX燃料は使用しない。
- ③ 既に分離・抽出したプルトニウムを他者に売却又は譲渡してはならない。

◆提案の理由

本会社が保有する核分裂性プルトニウムは，MOX燃料として加工し浜岡原発4号機と電源開発（株）の大間原発で消費する計画である。

しかし2原発の再稼働は不確定である上，軽水炉でのプルトニウム燃料利用は技術的にも経済的にも全くメリットがない。値段が高いことに加え，使用済みとなったMOX燃料の処理方法には具体的計画もなく，発熱量が高いため乾式貯蔵するにも百年単位の時間がかかる。トラブル続きの再処理事業と同様，今後もコストが膨張していくのは必然だ。

六ヶ所再処理工場は竣工時期が23年も遅れ，建設費は4倍に増大して，既に事業費は約14兆円。高速増殖炉計画の頓挫で核燃料サイクル政策は既に破綻したのに，プルトニウムの抽出・利用に拘泥しては，エネルギー情勢の変化に対応できない。再処理の中止には合理性があり，現存するプルトニウムについては，安全且つ軍事転用が不可能な形で長期保管管理する方法を検討すべきである。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において，化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ，将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには，安全の確保と地域の信頼を最優先に，原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であります。さらに，エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から，原子燃料サイクルを確立することが重要と考えております。

使用済みMOX燃料を含むすべての使用済み燃料の再処理については，再処理等拠出金制度のもと，使用済み燃料再処理機構が資金を安定的に確保し，適切かつ効率的に原子燃料サイクル事業を実施していくこととしております。

なお，使用済み燃料を再処理して回収したプルトニウムについては，2018年7月に原子力委員会が決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」に基づき，MOX燃料に加工することで適切に消費してまいります。

したがって，**取締役会は本議案に反対いたします。**

第9号議案 定款一部変更の件 (5)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第11章 石炭火力発電からの電力調達

第49条 本会社は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素排出量が多い石炭火力発電による電力を調達しない。

◆提案の理由

世界の平均気温が産業革命から1℃上昇しただけで、巨大化した台風や大規模森林火災など各地で自然災害が多発している。

地球温暖化問題は「気候変動」から「気候危機」になった。

2015年のパリ協定では気温上昇1.5～2℃を目標としていたが、これでは全く足りず、現在では多くの国が1.5℃未満を目標としている。

今後10年で大幅なCO₂の削減がなければ2030年には1.5℃に達し、その後3℃以上の上昇になってしまうからだ。

日本の最大のCO₂排出源は石炭火力発電所である。最新鋭の高効率の発電所でも、天然ガス発電の2倍の排出量がある。

当社関連の(株)JERAの武豊5号は107万kWの大規模発電所であり、年間CO₂排出量は569万t。これは50～100万人の1年間の排出量に相当する。

石炭火力発電所からの電力調達は「地球環境の保全に努めます」とうたう当社のコンプライアンス基本方針に反することから、これを止める。

○取締役会の意見

当社は、地球温暖化対策をはじめとした環境保全への取り組みを最も重要な経営課題の一つとして位置づけ、積極的に推進しております。具体的には、原子力発電の継続的な活用、再生可能エネルギーの推進を図ってまいります。また、高効率な火力発電の導入につきましても、JERAの自律性を尊重しつつ、株主として適正に関与してまいります。

石炭は、わが国の第5次エネルギー基本計画において、「現状において安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料」であり、「高効率化・次世代化を推進するとともに、非効率石炭のフェードアウトに取り組むなど、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していくエネルギー源」と位置づけられております。

現在JERAが開発を進めている武豊火力発電所5号機においては、最新鋭の高効率発電設備を採用しており、さらに、バイオマス混焼が可能な設備とするなど、可能な限り環境負荷の低減に努めております。

今後も、石炭火力発電を含め、各種電源を「S(安全性)+3E(安定・安価・環境への適合)」の観点からバランスよく組み合わせた電力調達に努めることが重要と考えております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

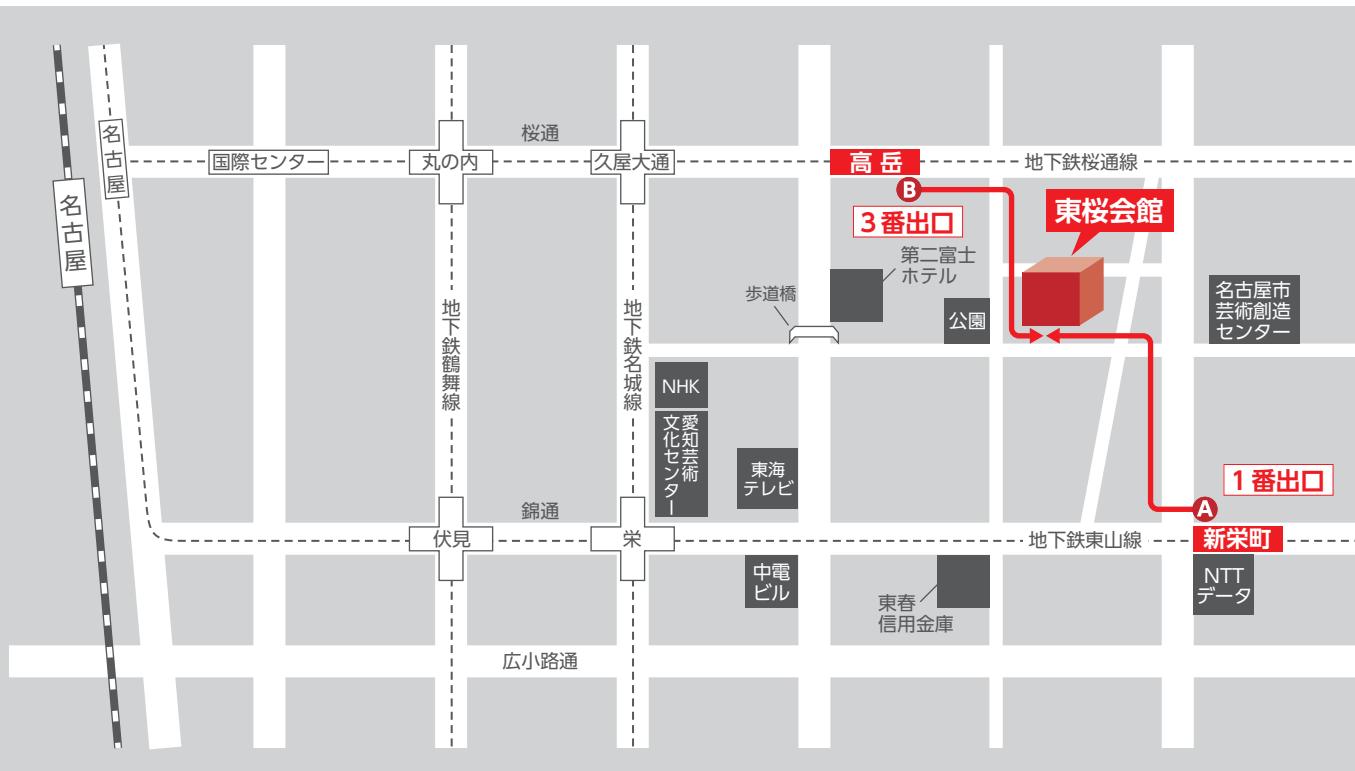
以上

株主総会会場ご案内

場所

名古屋市東区東桜二丁目 6 番 30 号

ひがしざくら
東桜会館



交通

- A** 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1 番出口から徒歩約 5 分
- B** 地下鉄 桜通線『高岳駅』下車 3 番出口から徒歩約 5 分

例年お配りしてありました粗品は取り止めとさせていただきます。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。